

1 制定目的

「帝京大学八王子キャンパス 運動部活動安全安心マニュアル」(以下、本マニュアル)は、帝京大学(以下、本学)八王子キャンパス運動部活動の安全安心を実現することを目的として制定する。

2 制定主体

本マニュアルは、帝京大学スポーツ局が学校法人帝京大学危機管理規程に基づいて制定する。

3 適用範囲

本マニュアルは、本学八王子キャンパス学友会が認めた運動部活動に関係する者の、運動部活動管理下における活動に適用する。

4 運用

本マニュアルの運用にあたっては、スポーツ局が、本学八王子キャンパスに設置される危機管理委員会と連携し、八王子キャンパス危機管理対応基本マニュアルおよび防災規程に沿って運用する。

5 記載内容

本マニュアルには以下の内容を記載する。

- 運動部活動の活動管理
- リスクの定義
- 想定するリスク
- リスク管理体制
- リスク回避の取り組み
 - ① スポーツ活動事故の事故防止
 - ② 施設等管理
- 危機対応
 - ① 緊急時対応
 - ② 事故報告
 - ③ 事故検証
 - ④ 再発防止策検討
 - ⑤ 情報共有
- 保険加入
- ハラスメント防止
- 暴力行為の防止
- 研修実施

6 運動部活動の活動管理

運動部活動が安全安心な活動を行うために、スポーツ局は運動部活動の活動管理を行う。活動管理にあたって、各運動部活動は、スポーツ局に対して、活動日時、活動場所、活動者についての届け出をおこなうこととする。

7 リスクの定義

本マニュアルでは、リスクを、「本学運動部活動の安全安心に影響する不確実性の高い出来事」と定義し、おもに以下の2つの事象をリスクとして捉える。

1. 本学学生、教職員、指導者などの生命の安全や健康及び社会的評価に大きな影響を与える、またはそのおそれのある事象
2. 本学に重大な被害が生じる、またはそのおそれのある事象

8 想定するリスク

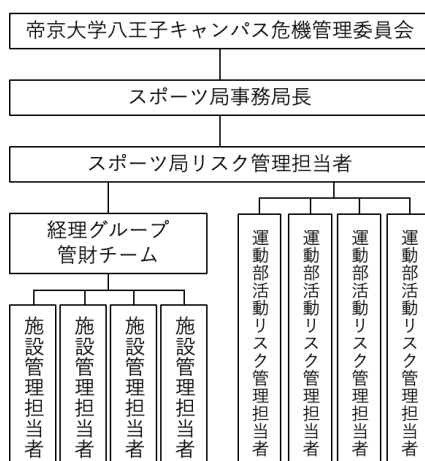
本マニュアルでは、上述のリスクの定義に基づき、以下のものをリスクとして想定する。

1. 災害（自然災害など）
2. 事故（爆発・火災・建物の倒壊などの事故、運動部活動中の事故など）
3. 事件（犯罪行為の被害および加害）
4. 学生問題（学生の不祥事、コンプライアンス違反）
5. 教職員・指導者問題（教職員・指導者の不祥事、コンプライアンス違反）
6. 保健・衛生問題（食中毒、感染症など）
7. その他

9 リスク管理体制

運動部活動が安全安心な活動を行うためには、リスクを管理し、回避する必要がある。そのためのリスク管理体制は以下の図1のように定める。

図1：リスク管理体制



運動部活動に関係するリスク管理は、八王子キャンパス危機管理委員会との連携のもとで、スポーツ局が行う。スポーツ局のリスク管理の責任者は、スポーツ局事務局長とする。

1. スポーツ局リスク管理担当者

スポーツ局リスク管理担当者は、運動部活動における諸リスクに総合的に対応する。
スポーツ局リスク管理担当者は1名とし、スポーツ局局长がこれを任命する。

2. 施設管理担当者

本学は体育施設および運動部活動関係施設に、それぞれ1名の施設管理担当者を置く。施設管理担当者は、スポーツ局リスク管理担当者および八王子キャンパス経理グループ管財チームと連携して、当該施設における諸リスクに対応する。

3. 運動部活動リスク管理担当者

運動部活動リスク管理担当者は、各運動部活動における諸リスクに対応する。各運動部活動に1名の運動部活動リスク管理担当者を置き、運動部活動はこれをスポーツ局に報告する。

10 リスク回避の取り組み

運動部活動に内在するリスクを回避するために以下の取り組みを行う。なお、以下に定めのないリスク回避については、八王子キャンパス危機管理対応基本マニュアルに従う。

1. スポーツ活動事故の事故防止

① スポーツ活動中のリスクの抽出と点検

運動部活動リスク管理担当者は、各運動部活動における「スポーツ活動中のリスク」（資料1）を作成する。

各運動部活動の「スポーツ活動中のリスク」に基づき、活動者の心身の状態、活動場面・内容・方法および環境などに内在するリスクに留意をして活動を行う。

② スポーツ活動中の事故事例の収集と共有

スポーツ局の医科学支援チーム及び学術研究チームが連携して、各スポーツにおけるスポーツ活動中の事故事例を収集し、本学以外における事故の情報を各運動部活動に共有する。また、事故事例を検証し、本学におけるスポーツ活動中のリスクの抽出に活かす。

2. 施設等管理

施設管理担当者および運動部活動リスク管理担当者は、体育施設および設備に起因するリスクを未然に防止するために、以下の通り点検等を行う。

① 日常点検

体育施設の施設管理担当者は、それぞれの担当施設について「施設安全のチェックリス

ト」(資料2)を作成する。運動部活動リスク管理担当者は、「施設安全のチェックリスト」に基づき、日常的に点検を行う。

なお、運動活動リスク管理責任者は月に1度「施設安全のチェックリスト」を施設管理担当者に提出しなくてはならない。

施設管理担当者は、提出された「施設安全のチェックリスト」をスポーツ局事務局に提出し、保管する。

② 定期点検

施設管理担当者は、八王子キャンパス経理グループ管財チームと連携して、点検計画を策定し、専門業者による施設の点検を定期的を実施する。

③ 施設等の不備の報告

施設管理担当者および運動部活動リスク管理担当者は、施設・設備・用具に破損等を発見した場合には、本学八王子キャンパス経理グループ管財チームに対して、施設等不備報告書(資料3)を提出する。八王子キャンパス経理グループ管財チームは、スポーツ局事務局に体育施設の不備報告があった旨を伝える。

④ 不備の確認と対応

スポーツ局事務局は、不備発見の報告を受けたのちに、速やかに現況を確認し、施設等の継続使用の可否を判断する。継続使用の可否は当該施設に掲示するとともに、報告者に伝達する。継続使用不可の場合は、誤って使用されないように、明確に使用不可と表示する。

また、スポーツ局事務局は施設等の不備を局長および事務局長に報告する。

⑤ 施設等の改善

スポーツ局局長及び事務局長は、不備のあった施設等の改善について協議する。改善を実施する場合は、必要に応じて予算執行もしくは予算申請を行う。

⑥ 本学施設以外での活動

運動部活動リスク管理担当者は、本学施設以外で活動する際にも、「施設安全のチェックリスト」に準じて、活動開始前に施設・設備の点検を行う。

11 危機への対応

1. 危機の定義

本マニュアルでは、危機を、「本学学生、教職員、指導者などの生命や健康、社会的評価に大きな影響を与える事象もしくは、本学に重大な被害が生じる事象」と定義する。

本学運動部活動の安全安心に影響する不確実性の高い出来事」と定義し、おもに以下の2つの事象をリスクとして捉える。

2. 危機のグレード

危機発生時に、運動部リスク管理担当者は以下の図2に基づいて、危機のグレードを評価する。グレード別の対応については以下に定める。

図2：危機のグレード

	傷病者がいない事件・事故	傷病者がいる事件・事故
グレード3 重度	本学および当該運動部活動に大きな影響が及ぶ	救急車を呼んだ 頭部・頸部、心臓の異常との診断
グレード2 中度	本学および当該運動部活動にある程度の影響が及ぶ	頭部・頸部、心臓以外の異常で入院・手術必要 全治1ヶ月以上の診断
グレード1 軽度	本学および当該運動部活動にあまり影響が及ばない 本学および当該運動部活動にまったく影響が及ばない	入院・手術不要 全治1ヶ月未満の診断

3. 危機のグレードに基づいた対応

運動部活動は、運動部リスク管理担当者の指示の下、発生した危機のグレードに応じて、図3に定めるように対応する。事後の報告については後述する。なお、本学学生、教職員、指導者などの生命や健康に影響を与える事象の発生時には、グレードに関わらず、後述する緊急時対応を行う。

図3：危機のグレードに基づいた対応

グレード3 重度	グレード2 中度
○危機発生時の報告	危機発生時に速やかにスポーツ局リスク管理担当者（042-678-3309）に報告する。 スポーツ局リスク管理担当者不在時は、中央管理室（042-678-3210）に連絡する。
○危機への対応	傷病者対応は緊急時対応マニュアルに沿って対応し、それ以外の点については、スポーツ局リスク管理担当者もしくは八王子キャンパス危機管理委員会の指示に従って対応する。
○危機への事後対応	運動部リスク管理担当者は、対応後に危機発生報告書を提出する。 スポーツ局で事後対応を決定する。
グレード1 軽度	
○危機発生時の報告	報告は不要
○危機への対応	傷病者対応は緊急時対応マニュアルに沿って対応する。 対応に困る場合は、スポーツ医科学クリニック（042-678-3333）に相談する。 診療時間外の場合は、東京消防庁救急相談センター（#7119）に相談する。
○危機への事後対応	原則不要 ただし、事後にグレード2・3に相当する事態に発展した場合は、スポーツ局リスク管理担当者に報告し、指示を受ける。

4. 緊急時対応

本学学生、教職員、指導者などの生命や健康に影響を与える事象の発生時には、資料5の緊急時対応マニュアルに基づいて対応する。

なお、緊急時対応マニュアルは、活動場所ごとにあらかじめ作成する。

入院を必要とする傷病者が発生した場合には、危機発生報告書（資料4）をスポーツ局リスク管理担当者に提出する。

5. 危機発生時の報告

① 危機発生時の即時報告

グレード2および3の危機が発生した場合には、速やかにスポーツ局リスク管理責任者（042-678-3309）に連絡をする。不在時には、中央管理室（042-678-3210）に連絡をする。

グレード2および3が疑われる傷病者がいる場合には、スポーツ医科学クリニック(042-678-3333)に連絡をする。

② 危機発生 の 事後

危機発生 の 事後報告には、資料4の危機発生報告書は書式を使用する。
危機発生報告書の提出はグレード2および3の危機が発生した場合に行う。グレードの判断に迷う場合はスポーツ局事務局に相談する。

③ 危機発生報告書の保管

提出された危機発生報告書は、スポーツ局事務局で5年間保管する。

6. 事後対応

スポーツ局リスク管理担当者は、危機の状況を把握したのちに必要に応じて、スポーツ局事務局長に報告する。

スポーツ局事務局長は、必要と判断したとき内部調査委員会を設置する。

スポーツ局事務局長は、必要と判断したとき第三者委員会を設置する。

スポーツ局事務局長は、必要と判断したとき八王子キャンパス危機管理委員会と対応を協議する。

スポーツ局事務局長は、必要と判断したとき学長及び学校法人帝京大学に報告する。

7. 再発防止策

グレード2および3の危機発生時は、運動部リスク管理責任者は危機発生報告書に考えられる原因及び再発防止策を記載する。

8. 情報共有

① 危機発生 の 情報共有

スポーツ局事務局長は、グレード2および3の危機が発生した場合には、八王子キャンパスのライン長会議において、危機発生 の 情報を共有する。

② 危機発生統計情報の共有

スポーツ局リスク管理担当者は、提出された危機発生報告書の内容を集計し、運動部活動安全安心リーダー研修会および運動部活動安全安心指導者研修会で集計結果を報告する。

12 保険加入

スポーツ局では運動部活動に関係するものが安全安心な活動を行うために必要な保険に加入することを強く勧める。

1. 学生

本学学生は、入学時に学生教育研究災害傷害保険(以下、学研災)に加入している。学研災によって、大学管理下の活動中の事故については保障の対象となる。ただし、学研災では、対物について保障されないため、各自で公益財団法人スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」に加入することを強く勧める。

参考：公益財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」

<https://www.sportsanzen.org/hoken/>

また、各運動部活動の所属者リスト提出時に、保険加入状況について調査を行う。

2. 教職員・指導者

運動部に関わる教職員・指導者は、関わり方によって、個人での保険への加入が必要であるかが異なる。スポーツ局に相談のうえで、適切な保険に加入することを強く勧める。

13 ハラスメント防止

運動部活動に関係する者は、すべての関係者が個人として尊重され、快適な環境においてスポーツ活動に参画する権利を保障するために、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、アルコールハラスメントなどのあらゆるハラスメント行為を防止しなければならない。スポーツ局では、「学校法人帝京大学ハラスメント防止規定」、「八王子キャンパスアカデミック・ハラスメント防止ガイドライン」、「八王子キャンパスセクシャル・ハラスメント防止ガイドライン」に基づき、ハラスメント行為の発生を未然に防止するとともに、ハラスメント行為が発生した場合に対応する。

なお、ハラスメントに関わる相談先として、学生サポートセンターが「なんでも相談コーナー」を設置しており、匿名での相談も可能である。学外の相談先を希望する場合には「UNIVAS 相談窓口」の活用を勧める。

参考：UNIVAS 相談窓口 <https://www.univas.jp/soudan/>

14 研修実施

スポーツ局では運動部活動が安全安心な活動を行うために安全安心に関する研修を定期的で開催し、運動部活動関係者に参加を義務付ける。

1. 学生に対する研修

スポーツ局は、運動部活動所属学生の安全管理や法令遵守、ハラスメント防止に対する意識を向上させるために、1年に1回以上、運動部活動安全安心リーダー研修会を実施する。

この研修には、各運動部活動から2名以上の参加することとする。

研修プログラムは以下の通りである

- ① 運動部活動に内在するリスク
- ② 安全な活動に必要な日々の取り組み
- ③ 緊急時の対応
- ④ 法令遵守（違法薬物、未成年者飲酒、未成年者喫煙など）
- ⑤ コンプライアンス遵守
- ⑥ 情報管理
- ⑦ ハラスメント防止・対策
- ⑧ その他

2. 教職員・指導者に対する研修

スポーツ局は、運動部活動に関係する教職員や指導者の安全管理や法令遵守、ハラスメント防止に対する意識を向上させるために、1年に1回以上、運動部活動安全安心指導者研修会を実施する。

この研修には、運動部活動に関わるすべての教職員・指導者が参加することとする。

研修プログラムは以下の通りである

- ① 運動部活動管理上の諸注意
- ② 運動部活動に内在するリスク
- ③ 安全な活動に必要な日々の取り組み
- ④ 緊急時の対応
- ⑤ 法令遵守（違法薬物、未成年者飲酒、未成年者喫煙など）
- ⑥ コンプライアンス遵守
- ⑦ 情報管理
- ⑧ ハラスメント防止・対策
- ⑨ その他

3. 研修欠席者への対応

研修欠席者に対応するために、参加を義務付ける研修の内容を録画する。

スポーツ局は、研修欠席者に対し、研修録画データを提供し、期限を決めて、閲覧させるとともに、閲覧確認の調査を実施する。

スポーツ局は、期限までに研究録画データを閲覧をしなかった運動部活動および教職員・指導者に対して、活動中止などを勧告する。

15 その他

本マニュアルに記載のないことがらについては、本学の規程および八王子キャンパスの規程に従う。

16 制定・改廃

本マニュアルは、スポーツ局が定め、八王子キャンパス危機管理委員会の承認を受けて制定・改廃する。

附則

本マニュアルは、2022年3月10日から運用する。